

平成29年12月20日

独立行政法人造幣局

## 保険仲立人会社の選定について

独立行政法人造幣局では、平成30年10月以降に締結する損害保険契約の媒介業務を行う保険仲立人会社の選定にあたり、下記のとおり企画書を募集することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 業務名

損害保険契約締結の媒介業務

#### 2. 業務内容

- ① 当局が加入する保険の選定に係る提案
- ② 一般競争入札による保険会社の選定及び決定の支援
- ③ 保険会社との契約締結の媒介
- ④ 契約締結後の契約維持・管理における業務の代行
- ④ その他、上記に付随する業務

#### 3. 参加資格

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第286条により、内閣総理大臣の登録を受けた「保険仲立人」であること。また、同法第307条により、登録の取り消し又は業務の停止を命ぜられている者でないこと。
- (2) 次に掲げる者でないこと。
  - ① 各省各庁、地方公共団体又は独立行政法人等（国立大学法人、地方独立行政法人を含む。）から指名停止を受けている者
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - ③ 公共の安全を害するおそれのある団体として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）その他の法律による規制を受ける団体
  - ④ ②及び③に掲げるものの構成員及び関係者
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者

#### 4. 企画書の提出及びプレゼンテーション

別紙企画書作成要領に参考に企画書を作成し、平成30年2月7日（水）午後5時までに提出してください。なお、企画書の作成にあたって、当局の業務内容や当局が現在加入している保険内容の説明を希望する者は、後記「5.」の連絡先までご連絡ください。

また、平成30年2月13日（火）に、企画書に関するプレゼンテーションを実施しますので、参加をお願いします。

#### 【評価事項及び評価基準】

評価事項	視点	配点
① 会社概要	信用力	10
② 平成26～28年度における媒介保険料及びコンサルティング報酬		10
③ 平成26～28年度における製造業及び独立行政法人等の実績		10
④ 当局が加入する保険の選定に係る提案（リスクサベジの具体的な実施内容等）	企画力	40
⑤ サービス提供体制及び担当者の経歴・実績	対応力	20
⑥ 保険対象事故発生時のサポート内容		10
合計		100

（審査員一人当たり）

#### 5. 提出先及び連絡先

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 総務部総務課（担当：知念、西尾）

TEL：06-6351-2628 FAX：06-6351-6529

E-mail：ytinen@mint.go.jp；hnsio@mint.go.jp

以上

## 企画書作成要領

## 1. 記載事項

## (1) 会社概要

- ① 商号
- ② 設立日
- ③ 主要株主
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 所管財務局の登録番号及び登録年月日（登録済通知書写しを添付）
- ⑥ 会社の人員規模
- ⑦ 保険仲立人資格者数
- ⑧ 平成28年度の貸借対照表及び損益計算書

## (2) 平成26～28年度における媒介契約保険料及びコンサルティング報酬

## (3) 平成26～28年度における製造業及び独立行政法人等の実績

## (4) 当局が加入する保険の選定に係る提案（リスクサーベイの具体的な実施内容等）

## (5) サービス提供体制及び担当者の経歴・実績

## (6) 保険対象事故発生時のサポート内容

## 2. 作成上の留意事項

(1) 様式は任意としますが、用紙サイズはA4判を使用し、20ページ以内とします。

(2) 1. の(2)は、媒介の保険料を元受保険料と再保険料を分けて記載してください。

(3) 1. の(3)は、媒介契約の件数、相手先（名称又は業種）、媒介年数等を記載してください。

(4) 1. の(3)の「独立行政法人等」には、国立大学法人、地方独立行政法人を含みます。

(5) 1. の(4)は、①保険の選定に係るリスクサーベイの手順、方法、スケジュール、②当局に新たに提案したい保険内容の候補を具体的に記載してください。

## 3. その他

(1) 本件は、部外秘として取り扱ってください。

(2) 企画書は、E-mailにて電子データ（PDFファイル）で提出してください。

(3) 本件に関する質問は、任意の様式により、E-mailにて問い合わせください。

(4) 御社から提出いただいた企画書は、当局保険仲立人の選定のみに使用することとし、他の目的には使用しません。